

# 大阪府小児慢性特定疾病医療費助成制度継続申請のご案内

現在お持ちの受給者証の有効期間以降も医療費助成を希望される場合は、有効期間内に継続申請を行う必要があります。必要書類をご準備いただき、住所地を管轄する保健所で継続申請を行ってください。

**有効期間の終了日より後に手続きをされた場合は新規申請となります。**この場合、令和5年10月1日から医療費助成制度が変わり、有効期間の始期日は「疾病の状態を満たしていることを診断した日等」へ前倒しが可能です。詳細については大阪府ホームページをご確認ください。

※「成長ホルモン治療」の認定について令和6年4月1日から基準が廃止されました。詳細については大阪府ホームページをご確認ください。

※継続申請をされ、申請が認定された場合、受給者証の交付まで2～3カ月程度かかりますので、余裕をもって申請をしてください。

## 継続申請に必要な書類

必要な書類	備考
①医療費支給認定申請書兼同意書	本案内に同封しています
②世帯調書	本案内に同封しています
③小児慢性特定疾病医療意見書 (指定医が作成したもの)	医療機関に作成を依頼してください 様式は[小児慢性特定疾病情報センター]のホームページに掲載しておりますので、必要に応じて印刷してください <a href="https://www.shouman.jp">https://www.shouman.jp</a>
④医療意見書別紙 【該当者のみ】	医療機関に作成を依頼してください 重症患者認定基準または人工呼吸器等装着者基準を満たす場合のみ必要です 様式は大阪府ホームページに掲載しておりますので、必要に応じて印刷してください
⑤支給認定世帯確認書類 ※下記参照	必要な書類は加入している健康保険によって異なります 詳細については下記の表をご確認ください
⑥住民税額等の証明書類 ※下記参照	現年度分の課税証明書または特別徴収税額決定通知書の写し等(4～6月の申請は前年度分) 書類が必要となる方については下記の表をご確認ください ※特別徴収税額決定通知書の写しを提出される場合は申し立てが必要ですが ※業種別国民健康保険組合に加入の方及び被用者保険に加入して被保険者が非課税の方については、課税証明書の提出が必要です ※個人番号(マイナンバー)提出により、課税証明書の提出を省略できる場合があります。 詳しくは大阪府ホームページ <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/shoumanshippei/seidokaisei.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/shoumanshippei/seidokaisei.html</a> をご覧ください
⑦申請者(保護者または成年患者)の 住所確認書類	公的機関が発行したもの (例:運転免許証の写し、住民票、マイナンバーカード(顔写真あり)の写し等) ※受診者(成年患者を除く)が大阪府(大阪市・堺市を除く)在住で、申請者が大阪府外在住(大阪市・堺市を含む)の場合は、受診者の住所確認書類も必要です
⑧自己負担上限額管理票の写し 【該当者のみ】	高額かつ長期を申請される場合は必要です
⑨按分相手の受給者証の写し 【該当者のみ】	按分申請をされる場合は必要です(按分相手が申請中の場合は申請書の写し)
⑩受給者証の写し	現在お持ちの受給者証の写し

加入している健康保険	⑤支給認定世帯確認書類	⑥住民税額等の証明書類が必要な方
市町村国民健康保険	世帯全員の健康保険証の写し 住民票(世帯全員分)	受診者と同じ健康保険に加入している方全員 ※課税される年度において収入のない16歳未満の方は省略できます
業種別国民健康保険組合	世帯全員の健康保険証の写し 住民票(世帯全員分)	受診者と同じ健康保険に加入している方全員 ※課税される年度において収入のない16歳未満の方は申立書を提出いただくことで省略できます
被用者保険 (健康保険組合・共済等)	受診者の健康保険証の写し (被保険者の名前を確認できるもの)	被保険者 ※被保険者が非課税で受診者が18歳以上の場合、受診者の課税証明書も必要になります

※生活保護を受給されている場合は、生活保護受給証明書が必要です

申請書等の様式は大阪府ホームページからダウンロードできます  
<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/shoumanshippei/seidokaisei.html>

大阪府 小児慢性特定疾病 申請

検索

## 18歳以上の方の申請手続き

令和4年4月1日から、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられました。小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、18歳以上を成年患者とし、成年患者は本人名義で申請手続きをする必要があります。

※成年患者以外の方が申請する場合は委任が必要です(申請書に委任欄を設けています)

※成人年齢が引き下げとなりますが、医療費助成の対象年齢に変更はありません(0歳～20歳到達の前日まで)。

※18歳を超えての新規申請及び疾病の追加・変更申請はできません。ただし令和5年10月から、申請日時時点で18歳以上であっても、診断年月日の時点が18歳未満であり、当該時点まで遡って認定することが適当と判断される場合には遡って認定することができます。

※18歳まで大阪府で支給認定を受けていた方が、**就職や進学等で他の実施自治体が管轄する住所に住民登録地を変更した場合、変更先の実施自治体で継続申請を行う必要があります。**18歳を超えて住民登録地を変更した場合は、変更後の住所を管轄する保健所等にご相談ください。

## 受給者証の指定医療機関名欄

令和4年4月から受給者証の指定医療機関名の欄には、「全国の指定小児慢性特定疾病医療機関」と記載され、医療機関の個別名称は記載されません。記載の変更に伴い、受診する医療機関が「指定小児慢性特定疾病医療機関」として指定を受けていれば、受給者証を使用することができます。

医療機関の個別名称が記載された受給者証についても、受診する医療機関が「指定小児慢性特定疾病医療機関」として指定を受けていれば、受給者証に記載のない医療機関であっても受給者証を使用することができます。

## その他(継続申請に関する注意事項等)

○申請が認定された場合、受給者証は申請後2～3ヶ月で、申請された住所へ普通郵便で送付します。(保健所窓口での受け取りを希望される場合、申請書の該当箇所にを入れてください)

○受給者証の交付が有効期間の始期日以降になったことにより、受診時に受給者証を提示できなかった場合、本来医療費助成を受けられた金額について、還付請求(償還払い請求)をすることができます。手続き等詳細については、大阪府のホームページをご確認ください。

※他の医療費助成(乳幼児医療等)を適用した支払いや10割負担をした支払いは還付の対象になりません。

※他の医療費助成(乳幼児医療等)を適用した場合でも、入院時食事療養費は対象となる場合があります。

○本案内が届いた時点で既に継続申請をされている場合は、お手続きは不要です。

○継続申請のご案内は令和4年7月から、有効期間終了月の4か月前に受給者に対し送付しています。

## 大阪府保健所一覧(申請書類は保健所に提出してください)

保健所名	所在地	TEL	FAX	所管市町村
池田保健所	〒563-0041 池田市満寿美町3-19	072-751-2990	072-751-3234	池田市 箕面市 豊能町 能勢町
茨木保健所	〒567-8585 茨木市大住町8-11	072-624-4668	072-623-6856	茨木市 摂津市 島本町
守口保健所	〒570-0083 守口市京阪本通2-5-5 (守口市庁舎8階)	06-6993-3132	06-6993-3136	守口市 門真市
四條畷保健所	〒575-0034 四條畷市江瀬美町1-16	072-878-1042	072-876-4484	大東市 四條畷市 交野市
藤井寺保健所	〒583-0024 藤井寺市藤井寺1-8-36	072-955-4181	072-939-6479	松原市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市
富田林保健所	〒584-0031 富田林寿町3-1-35	0721-23-2684	0721-24-7940	富田林市 河内長野市 大阪狭山市 太子町 河南町 千早赤阪村
和泉保健所	〒594-0071 和泉市府中町6-12-3	0725-41-1389	0725-43-9136	和泉市 泉大津市 高石市 忠岡町
岸和田保健所	〒596-0076 岸和田市野田町3-13-1	072-422-6071	072-422-7501	岸和田市 貝塚市
泉佐野保健所	〒598-0001 泉佐野市上瓦屋583-1	072-462-7703	072-462-5426	泉佐野市 泉南市 阪南市 熊取町 田尻町 岬町